

議案第 15 号

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八幡浜市国民健康保険条例（平成 17 年条例第 135 号）の一部を次のように
改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で
示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>市が行う国民健康保険の事務</u>（第 1 条）</p> <p>第 2 章 <u>市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（第 2 条・第 3 条）</p> <p>第 3 章～第 8 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 <u>市が行う国民健康保険の事務</u> （市が行う国民健康保険<u>の事務</u>）</p> <p>第 1 条 市が行う国民健康保険<u>の事務</u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 章 <u>市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> （<u>市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> の委員の定数）</p> <p>第 2 条 <u>市の国民健康保険事業の運営に関する協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)～(4) （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 <u>市が行う国民健康保険</u>（第 1 条）</p> <p>第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u> （第 2 条・第 3 条）</p> <p>第 3 章～第 8 章 （略）</p> <p>附則</p> <p>第 1 章 <u>市が行う国民健康保険</u> （市が行う国民健康保険<u></u>）</p> <p>第 1 条 市が行う国民健康保険<u></u>については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>第 2 章 <u>国民健康保険運営協議会</u> （<u>国民健康保険運営協議会</u> の委員の定数）</p> <p>第 2 条 <u>八幡浜市国民健康保険運営協議会</u> （以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1)～(4) （略）</p>

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

